

学校法人日本医療大学ガバナンス・コード
適合(遵守)状況の点検結果について

点検基準日：令和7年9月30日

【凡例】○=適合(遵守)している。×=適合(遵守)していない。

第1章 大学の使命

学校法人日本医療大学は、これまで建学の精神や理念を基に、それに基づく独特の学風・校風が自主性や自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う「社会に必要とされる医療・福祉の人材の育成機関」として、地域の保健医療や福祉の進展に大きく貢献してきました。

また、併せて地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、建学の精神に基づく大学としての使命を果たし、その使命を具現する存在であるために「学校法人日本医療大学ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。

また、中期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|----------|---|
| 共生社会の実現 ～病める人や障がいを持つ人を含む全ての人々が自立し、 その尊厳が重んぜられ暮らせる社会の実現を目指す～ | ○ | 「建学の精神」はホームページ、大学案内等で公表し遵守している。変更の必要性はない。 |

(2) 基本理念

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|----------|--|
| 人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する。 医療と福祉の現場から誕生した日本医療大学は、学生が、高度な専門知識と技術の習得にとどまらず、医療・福祉の現場と一体になったキャンパスで、高齢者の方や障がいの持った方々と日々ふれあいながら学修することで、人の心の痛みや思いがわかり自らも成長していく人材を養成します。 | ○ | 「基本理念」はホームページ、大学案内等で公表し遵守している。但し、表記内容は時代の変化、環境の変化に合わせ見直しが必要であり、令和7年4月1日付で変更している。 |

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|----------|---|
| ① 教育目的及び研究目的 本学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした医療人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とします。 | ○ | ホームページ、履修の手引き等で公表し遵守している。 |
| ② 保健医療学部の教育目的及び研究目的 生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域医療に貢献する医療人を育成します。 | ○ | ホームページ、履修の手引き等で公表し遵守している。 今後、大学院、通信教育部及び令和8年4月開設予定のヒューマンデザイン学部においても策定していく。 |

(2)中期計画の策定と実現に必要な取組みについて

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|----------|--|
| ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて5年ごとに中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定をします。 | ○ | 令和7年度を初年度とする中期経営計画を策定している。 |
| ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。 | ○ | 中期経営計画は年度毎に進捗を点検報告する様式としている。 |
| ③ 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、学外者の理事を含めた理事会や、理事会等を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 | ○ | 中期経営計画の策定に際しては、運営会議、執行役員会、理事会等の議論を経ている。 |
| ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材育成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 | ○ | 事務職員向けSD研修を定期的（毎月）に実施している。 |
| ⑤ 組織全体で中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 | ○ | 計画策定の段階で様々な会議で議論を重ね、令和7年3月31日開催の全体方針説明会にて全教職員に説明を実施している。 |

(3)大学の社会的責任等

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|----------|--|
| ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 | ○ | 中期経営計画及び年度毎の各グループ経営計画に盛り込み取り組んでいる。 |
| ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を良好に保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人の経営を推進します。 | ○ | 中期経営計画及び年度毎の各グループ経営計画に盛り込み取り組んでいる。 |
| ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。 | ○ | 関係法令に則り、就業規則等必要な規程を整備している。女性登用、障がい者雇用も進めている。 |

第2章 法人運営の基本

大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| ① 意思決定機関としての役割 ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭に置いて業務を決し、理事の職務執行を監督します。 | ○ 寄附行為第18条第2項に基づき、実施している。 |
| ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 業務執行者から理事会へ適切な報告がなされるよう留意します。 | ○ ア 寄附行為（第32条ほか）、職務権限規程（第17条別表）に規定している。 イ 寄附行為第20条に基づき、実施している。 ウ 業務執行者から必要に応じて報告している。令和7年度からは理事長及び代表業務執行理事の業務進捗状況については、3ヵ月毎の定時理事会で報告している。 |
| ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び学長、学部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務とし、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 | ○ ア 寄附行為（第18条第2項）に則り実施している。 イ 内部統制及びリスク体制については、理事会の審議を経て令和7年度より整備している。 |
| ④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようするために、必要な教学に関する事項の権限を学長に委任することとしています。 イ 学長は、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 | ○ 学長の権限については、学則、組織規程、職務権限規程等に明記され、権限委任が行われている。 |
| 5 実効性のある開催 ア 理事会は計画的に開催し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 | ○ ア 年間概ね5～6回開催しており、寄附行為第18条第6項に基づき、審議事項は会議の7日前までに通知している。 イ あらかじめ終了時間を設けることはせず、審議時間を十分確保している。 |
| ⑥ 役員（理事及び監事）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、又は、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 | ○ 私立学校法第44条の2及び第44条の3に基づき、認識している。 |
| ⑦ 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帶して責任を負います。 | ○ 私立学校法第44条の4に基づき、認識している。 |

| | | |
|---|-----------------------|------------------------------|
| ⑧ 役員の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 21 条に規定している。 |
| ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 18 条第 13 項に基づき、実施している。 |

2-2 理事

(1) 理事の責務

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|-----------------------|--|
| ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 13 条に基づき、実施している。 |
| ② 副理事長は、理事長を補佐し、法人の経営方針及び人事等の重要事項並びに对外的活動を担当します。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 14 条第 1 号に基づき、実施している。 |
| ③ 専務理事、常務理事は、副理事長を補佐し、この法人の日常的な経営を総括します。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 14 条第 2 号に基づき、実施している。 |
| ④ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 | <input type="radio"/> | 寄附行為第 6 条第 2 項に規定している。 |
| ⑤ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。 | <input type="radio"/> | 私立学校法第 42 条の 2 に基づき、実施している。 |
| ⑥ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 | <input type="radio"/> | 私立学校法第 35 条の 2 及び第 44 条の 3 に基づき認識している。 |
| ⑦ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 | <input type="radio"/> | 私立学校法第 85 条に基づき、実施している。 |
| ⑧ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。 | <input type="radio"/> | 私立学校法に基づき実施している。 |

(2) 学内理事の役割

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|
| ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 | <input type="radio"/> | 寄附行為に則り役割を遂行している。 |
| ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。 | <input type="radio"/> | 教職員としての役割に配慮しつつ、寄附行為に則り業務を遂行している。 |

(3) 学外理事の役割

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|-----------------------|--------------------------------------|
| ① 学外者の理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を複数人選任します。 | <input type="radio"/> | 学外者の理事を 2 人選任している。（令和 6 年 4 月 1 日現在） |
| ② 学外者の理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての職務を遂行します。 | <input type="radio"/> | 外部理事は経営者、地域団体代表として様々な観点から意見を述べている。 |
| ③ 学外者の理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後の報告等を十分に行います。 | <input type="radio"/> | 理事には会議の 7 日前までに議案等を通知している。 |

(4) 理事への研修機会の提供と充実

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|-----------------------|----------------------------------|
| 学外者の理事を含む 全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。 | <input type="radio"/> | 理事会等を活用し、法令改正や環境変化等必要な情報を提供している。 |

2－3 監事

(1)監事の責務

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 | <input type="radio"/> 私立学校法第35条の2及び第44条の3に基づき認識している。 |
| ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為及び監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 | <input type="radio"/> 監事監査規程第3条に基づき作成した監事監査計画において、監査方法として理事会その他の重要な会議に出席することを規定しており、毎回出席している。 |
| ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 | <input type="radio"/> 寄附行為第17条に基づき、実施している。 |
| ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。 さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 | <input type="radio"/> 寄附行為第17条に基づき、実施している。 |
| ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。 | <input type="radio"/> 寄附行為第17条に基づき、実施している。 |

(2)監事の選任

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 | <input type="radio"/> 寄附行為第8条に基づき、実施している。 |
| ② 監事は2人置くこととします。 | <input type="radio"/> 寄附行為第6条に基づき、実施している。 |
| ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。 | <input type="radio"/> 寄附行為第8条に基づき、選任している。 |

(3)監事監査

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|--|
| ① 監査機能の強化のため、監事監査規程に基づき監査基準を設定します。 | <input type="radio"/> 監査基準を設定している。 |
| ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 | <input type="radio"/> 每年5月開催理事会・評議員会において報告している。 |
| ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告します。 | <input type="radio"/> 監事監査規程第3条に基づき監事監査計画を作成し、監査を実施しています。 監査報告書については、寄附行為第17条に基づき、実施している。 |

(4)監事業務を支援するための体制整備

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|----------|--|
| ① 監事、公認会計士及び監査本部の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 | ○ | 監事監査規程第9条及び第10条に基づき、実施している。 |
| ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 | ○ | 研修機会として学校法人監事研修会（文部科学省主催）を案内している。 |
| ③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。 | ○ | 寄附行為第18条第6項に基づき、理事会・評議員会の議案は会議の7日前までに通知しているほか、総務グループが窓口となり理事会・評議員会の案件についてサポートしている。 |
| 4 その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。 | ○ | 監査本部が監事の業務を支援するほか、監事監査規程第9条では監事が監査本部に特定事項を調査させることができる旨規定している。 |

2－4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|--|
| <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分 ④ 役員報酬に関する基準 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益事業に関する重要事項 ⑨ その他、本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの | <input type="radio"/> 寄附行為第 25 条及び第 23 条第 12 項に基づき、実施している。 |

(2)

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|-----------------------------|---|
| 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 | <input type="radio"/> 寄附行為第 23 条第 6 項に基づき、審議事項は会議の 7 日前までに通知している。 |

(3)

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|--|
| 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 | <input type="radio"/> 寄附行為第 26 条に基づき、実施している。 |

(4)

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。 | <input type="radio"/> 寄附行為第 8 条に基づき、実施している。 |

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 | <input type="radio"/> 寄附行為第23条第2項に基づき、(理事8人に対し)評議員17人としている。 |
| ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本法人の職員で、理事会から推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 イ 本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 | <input type="radio"/> 寄附行為第27条に規定している。 |
| ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 | <input type="radio"/> 外部の評議員は様々な企業、団体のトップ、実権者から選任し有益な意見具申が行われている。 |
| ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、寄附行為の定めるところにより選任する扱いとしています。 | <input type="radio"/> 寄附行為第27条に基づき選任している。 |

(2) 評議員への情報提供

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| ① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 | <input type="radio"/> 寄附行為第23条第6項に基づき、審議事項は会議の7日前までに通知している。 |

第3章 教学ガバナンス

学長は、日本医療大学学長選任規程に基づき「理事会が推薦を受けた学長候補を選出し、理事会がこれを任命する。」こととしており、日本医療大学学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための大学運営に関する各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等について、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3－1 学長

(1) 学長の責務

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| ① 学長は、学則第1条に掲げる「日本医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした医療人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とする。」ことを達成するため、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 | <input type="radio"/> 組織規程、職務権限規程等に則り職務を遂行している。 |
| ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 | <input type="radio"/> 組織規程、職務権限規程等に則り職務を遂行している。 |
| ③ 所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。 | <input type="radio"/> 組織規程、職務権限規程等に則り職務を遂行している他、全体方針説明会において教学に関する運営方針を説明している。 |

(2) 学長の補佐体制

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|---|
| ① 組織規程では、必要に応じて副学長を置くことができるとしており、副学長選任規程において「副学長は、理事長の推薦に基づき、理事会が選任し、理事長がこれを任命」し、「学長の職務を補佐する。」こととしています。 | <input type="radio"/> 副学長選任規程を定め、必要に応じて副学長を選任することとしている。 |
| ② 組織規程では、「学部長は、学長の推薦を受け、理事会の議を経て、理事長が任命する。」こととしています。 | <input type="radio"/> 組織規程に則り業務を遂行している。 |

3－2 教授会

(1) 教授会の役割

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|--|
| 本学は、学則により教授会を置き、教授会規程により「教授会は、学長、専任の教授及び准教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた場合は、その他専任教員を加えることができる。」こととしています。 教授会では、学生の入学や卒業課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項について審議し、決定を行うに当たり意見を述べることができます。ただし、学校教育法第93条に定められているとおり、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 | <input type="radio"/> 教授会規程に則り運営されている。 |

第4章 公共性・信頼性

本学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性を確保し、建学の精神・理念に基づいて自律的に教育事業を担う社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。

そのためには、ステークホルダーである学生・保護者、同窓生、教職員等はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1)

学生の学びの基礎単位である学科ごとに、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|--|
| ① 学科ごとの3つのポリシー ア ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針） イ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針） ウ アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針） | ○ ホームページ、大学案内、履修の手引き等で公表している。 |
| ② 3つのポリシーは、全学生に配布される学科ごとのシラバスに掲示され、また、自己点検・評価を実施して広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 | ○ 学修成果、進路実績をホームページで公表している。 |
| ③ 多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に 대해서は、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。 | ○ ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、相談体制、調査委員会等を整備している。 |

4-2 教職員等に対して

(1)教職協働

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 | ○ 中期経営計画は教職員に共有され、自己点検・評価委員会において定期的に点検・評価している。運営会議、学校連絡会議等の議論を通じて教職協働を確立している。 |

(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|--|
| ① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 | ○ ア 寄附行為に則り業務を遂行しており、監事監査、内部監査を通じて実施している。 イ 毎年5月開催理事会・評議員会において報告している。 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| <p>② ファカルティ・ディベロップメント：FD</p> <p>ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づくFD委員会を組織し、年次計画に基づいて取組みを推進します。</p> | <input type="radio"/> | <p>ア FD委員会規程に則り実施している。</p> <p>イ FD委員会規程に則り実施している。</p> |
| <p>③ スタッフ・ディベロップメント：SD</p> <p>ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p> <p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p> | <input type="radio"/> | <p>ア FD研修、SD研修として取り組んでいる。</p> <p>イ 管理グループ（人事）の経営計画に盛り込み計画的に実施している。</p> <p>ウ 管理グループ（人事）の経営計画に盛り込み計画的に実施している。</p> |

4-3 社会に対して

(1)認証評価及び自己点検・評価

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|--|-----------------------|--|
| <p>① 認証評価</p> <p>2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> | <input type="radio"/> | <p>2019年度（財）日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、「大学基準に適合している」と認定されている。</p> |
| <p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革PDCAサイクルの実施</p> <p>自己点検評価委員会規程に基づく自己点検評価委員会において、教育目標や組織目標の実現に向けて、達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定して実行します。</p> | <input type="radio"/> | <p>毎年度自己点検・評価委員会による点検・評価を実施している。</p> |
| <p>③ 学内外への情報公開</p> <p>自己点検・評価の結果はホームページを通じて「年報」として外部に積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p> | <input type="radio"/> | <p>年報としてホームページに公開している。</p> |

(2)社会貢献・地域連携

| 項目 | 適合（遵守）状況 | |
|---|-----------------------|---|
| <p>① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> | <input type="radio"/> | <p>ホームページにて教員の研究内容を紹介している。</p> |
| <p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。</p> | <input type="radio"/> | <p>地域貢献センター、認知症研究所を設け産学官連携、地域貢献に取り組んでいる。</p> |
| <p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> | <input type="radio"/> | <p>定期的に生涯学習講座を開催している。</p> |
| <p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。</p> | <input type="radio"/> | <p>東月寒地区防災協議会に参画し、町内会及び近隣商業施設とともに取り組んでいる。</p> |
| <p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p> | <input type="radio"/> | <p>令和7年度よりコンプライアンス規程を定め取り組むこととしている。</p> |

4-4 危機管理及び法令順守

(1) 危機管理のための体制整備

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|--|
| <p>① 危機管理マニュアルに基づき、危機管理体制の整備に取組みます。</p> <p>ア 自然災害によるリスク（地震・台風・豪雨・豪雪・落雷等） イ 事件事故によるリスク（火災・爆発・交通事故・不審者・危険物の流失等） ウ 情報管理に関するリスク（ネットワークのウイルス感染等） エ 健康に関するリスク（集団感染症・大規模食中毒等） オ 不祥事によるリスク（ハラスメント・個人情報漏洩・公的研究費不正使用等） カ その他のリスク（大学運営に重大な問題を起こすリスク等）</p> | <input type="radio"/> 危機管理マニュアルに則り取り組んでいる。 |
| <p>② 災害や不祥事の予防・防止対策に取組みます。</p> <p>ア 学生等の安全・安心・健康対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク予防・防止対策</p> | <input type="radio"/> 危機管理マニュアルに則り取り組んでいる。 |
| <p>③ 発災後の対応策及び支援策の整備に取組みます。</p> | <input type="radio"/> 危機管理マニュアルに則り取り組んでいる。 |

(2) 法令遵守のための体制整備

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| <p>① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。</p> | <input type="radio"/> 法令、諸規程等に則り取り組んでいる。令和7年度よりコンプライアンス規程を制定し組織的な取り組みを整備する。 |
| <p>② 公益通報者保護規程に基づき、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報や相談を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p> | <input type="radio"/> 公益通報者保護規程第2条に基づき、実施している。 |

第5章 透明性の確保

大学は、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営や教育研究活動等に関して透明性の確保に努めることが必要です。

また、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営や教育研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たします。

5－1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等12の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|---|--|
| ① 教育・研究に資する情報公開 ア 大学の教育研究上の目的 イ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針） ウ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針） エ アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び研究業績 キ 入学者の受け入れ方針及び入学者の数、収容定員、在籍学生数、卒業者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業内容、授業の年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 | ホームページで公表している。 https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=121 ○ |
| ② 学校法人に関する情報公開 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書等財務の概要 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 キ 理事会・評議員会開催状況 | ホームページで公表している。 https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=140 ○ |

(2)自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により、最大限公開します。

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| ① 教育・研究に資する情報公開 ア 不正防止に関する基本方針 イ 高大連携 ウ 社会貢献活動 エ 海外協定校 オ 教員の自己点検・評価 カ 年報 | <input type="radio"/> ホームページで公表している。 https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=121 |
| ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期計画 イ 理事会、評議員会開催状況 ウ 執行役員会開催状況 エ 認証評価報告書、認証評価自己点検報告書 | <input type="radio"/> ホームページで公表している。 https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=140 |

(3)情報公開の工夫

| 項目 | 適合（遵守）状況 |
|--|---|
| ① 各種の情報内容は、本ガバナンス・コードに沿って、対象者、方法、項目等を考慮の上、公開します。 | <input type="radio"/> 寄付行為に則り、情報公開を実施している。 |
| ② 情報公開の方法は、インターネットを使った Web 公開を主流としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 | <input type="radio"/> ホームページに加え大学案内等各種広報誌、パンフレット等を活用している。 |
| ③ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。 | <input type="radio"/> 情報内容、公開方法等は適宜見直しを行っている。 |